

決算審査特別委員会 全体会 協議事項

令和元. 9. 18 (水) 午後 1 時 30 分
於 : 全員協議会室

- 1 健全化判断比率及び資金不足比率の報告並びに一般・特別会計決算の概要説明
- 2 監査意見の発表
- 3 分科会委員の選任
- 4 各分科会の主査及び副主査選任
- 5 分科会の審査順序及び発言順序
- 6 分科会の運営方法等

決算審査特別委員会第1分科会 委員名簿

(議席番号順)

	氏 名	備 考
主 査	波多野 亘	
副主査	松本 康夫	総務委員長
副主査	北野谷 富子	市民文教委員長
委 員	酒井 豊実	建設消防
委 員	山崎 とし子	市民文教
委 員	小黒 啓子	総務
委 員	鈴木 真人	市民文教
委 員	露木 里江子	市民文教
委 員	井田 博康	建設消防
委 員	鈴木 幹夫	市民文教
委 員	丸 英之	建設消防
委 員	太田 利実保	市民文教
委 員	北野谷 富子	市民文教
委 員	稻葉 大輔	総務
委 員	松本 康夫	総務
委 員	加茂 俊武	総務
委 員	須藤 京子	市民文教
委 員	高林 修	総務
委 員	松下 正行	総務
委 員	閑 イチロー	総務
委 員	平間 良明	総務
委 員	鳥井 徳孝	市民文教
委 員	波多野 亘	市民文教
委 員	渥美 誠	建設消防
委 員	太田 康隆	総務

決算審査特別委員会第2分科会 委員名簿

(議席番号順)

	氏名	備考
主査	花井 和夫	
副主査	遠山 将吾	環境経済委員長
副主査	倉田 清一	建設消防委員長
委員	馬塚彩矢香	厚生保健
委員	鈴木 恵	環境経済
委員	落合 勝二	環境経済
委員	小泉 翠	厚生保健
委員	神間 郁子	厚生保健
委員	森田 賢児	厚生保健
委員	北島 定	厚生保健
委員	岩田 邦泰	環境経済
委員	小野田 康弘	建設消防
委員	久米 丈二	環境経済
委員	齋藤 和志	環境経済
委員	幸田 惠里子	厚生保健
委員	遠山 将吾	環境経済
委員	鈴木 唯記子	厚生保健
委員	平野 岳子	厚生保健
委員	倉田 清一	建設消防
委員	戸田 誠	環境経済
委員	黒田 豊	環境経済
委員	斎藤 晴明	建設消防
委員	花井 和夫	環境経済
委員	鈴木 育男	厚生保健

決算審査特別委員会の審査順序（第1分科会）

1日目

順序	議案番号	案件名	課名等	答弁者数
1	認第5号	平成30年度浜松市一般会計歳入歳出決算	会計課（+管理者） 人事委員会事務局（+局長） 監査事務局（+局長） 議会総務課（+局長） 議事課 調査法制課	1 1 1 1 1 1
2	認第5号	平成30年度浜松市一般会計歳入歳出決算	企画課 東京事務所 広聴広報課 国際課 情報政策課	2 1 1 1
3	認第5号	平成30年度浜松市一般会計歳入歳出決算	秘書課 政策調査官（+政策補佐官） 人事課 政策法務課 職員厚生課 文書行政課	1 1 2 2 1 1
4	認第5号 認第14号 認第15号	平成30年度浜松市一般会計歳入歳出決算 平成30年度浜松市育英事業特別会計歳入歳出決算 平成30年度浜松市学童等災害共済事業特別会計歳入歳出決算	選挙管理委員会事務局（+局長） 教育総務課（+参考事） 教育施設課 健康安全課	1 3 1 1
5	認第5号	平成30年度浜松市一般会計歳入歳出決算	教職員課 指導課 市立高等学校	1 1 2
6	認第5号	平成30年度浜松市一般会計歳入歳出決算	道路企画課 道路保全課 河川課	2 1 1
7	認第5号 認第11号	平成30年度浜松市一般会計歳入歳出決算 平成30年度浜松市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算	上下水道総務課 お客様サービス課 天童上下水道課	1 1 1

※答弁者には担当課長を含む

決算審査特別委員会の審査順序（第1分科会）

2日目

順序	議案番号	件名	課名等	答弁者数
1	認第5号	平成30年度浜松市一般会計歳入歳出決算	中区 東区 西区 南区 北区 浜北区 天竜区	1 1 1 1 1 1 1
2	認第5号	平成30年度浜松市一般会計歳入歳出決算	市民生活課 市民協働・地域政策課 UD・男女参画政策課	2 1 1
3	認第5号	平成30年度浜松市一般会計歳入歳出決算	創造都市・文化振興課 スポーツ振興課 文化財課 美術館 中央図書館	3 2 1 1 1
4	認第5号	平成30年度浜松市一般会計歳入歳出決算	危機管理課	2
5	認第5号	平成30年度浜松市一般会計歳入歳出決算	税務総務課 市民税課 資産税課	1 1 1
6	認第5号	平成30年度浜松市一般会計歳入歳出決算	収納対策課（十次長） 了りトマジット推進課 公共建築課 調達課 技術監理課	2 1 1 1 2
7	認第5号 認第18号	平成30年度浜松市一般会計歳入歳出決算 平成30年度浜松市公債管理特別会計歳入歳出決算	財政課	1 1

※答弁者には担当課長を含む

決算審査特別委員会の審査順序（第2分科会）

1日目

順序	議案番号	案件名	課名等	答弁者数
1	認第5号	平成30年度浜松市一般会計歳出決算	福祉総務課 障害保健福祉課 障害者更生相談所	2 2 1
2	認第5号 認第6号 認第8号 認第9号	平成30年度浜松市一般会計歳入歳出決算 平成30年度浜松市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算 平成30年度浜松市介護保険事業特別会計歳入歳出決算 平成30年度浜松市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算	高齢者福祉課 介護保険課 国保年金課	2 1 1
3	認第5号	平成30年度浜松市一般会計歳入歳出決算	健康医療課 精神保健福祉センター 看護専門学校 保健環境研究所 病院管理課	1 1 1 1 1
4	認第5号	平成30年度浜松市一般会計歳入歳出決算	佐久間病院 健康増進課 保健総務課 生活衛生課	1 1 1 1
5	認第5号	平成30年度浜松市一般会計歳入歳出決算	消防総務課 予防課 警防課 情報指令課	1 1 1 2
6	認第5号 認第17号	平成30年度浜松市一般会計歳入歳出決算 平成30年度浜松市駐車場事業特別会計歳入歳出決算	都市計画課 土地政策課 交通政策課 市街地整備課 建築行政課 住宅課	1 1 1 1 1 1
7	認第5号 認第13号	平成30年度浜松市一般会計歳入歳出決算 平成30年度浜松市公用地取得事業特別会計歳入歳出決算	緑政課 動物園 公園課 公園管理事務所	1 1 1 1

※答弁者は担当課長を含む

決算審査特別委員会の審査順序（第2分科会）

2日目

順序	認定番号	案件名	課名等	答弁者数
1	認第5号	平成30年度浜松市一般会計歳入歳出決算	環境政策課 環境保全課 ごみ減量推進課	1 1 1
2	認第5号	平成30年度浜松市一般会計歳入歳出決算	産業廃棄物対策課 産業廃棄物処理課	1 3
3	認第5号 認第16号	平成30年度浜松市一般会計歳入歳出決算 平成30年度浜松市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算	南清掃事業所 平和清掃事業所 浜北環境事業所 天竜環境事業所	1 1 1 1
4	認第5号	平成30年度浜松市一般会計歳入歳出決算	産業総務課 産業振興課 企業立地推進課 エネルギー政策課	3 2 1 1
5	認第5号 認第10号 認第12号	平成30年度浜松市一般会計歳入歳出決算 平成30年度浜松市と畜場・市場事業特別会計歳入歳出決算 平成30年度浜松市中央卸売市場事業特別会計歳入歳出決算	觀光・ジャパン課 農業水産課 中央卸売市場 食肉地方卸売市場 農業振興課 農地整備課 農地利用課 農業委員会事務局 林業振興課	2 1 1 1 1 2 1 1
6	認第5号 認第7号	平成30年度浜松市一般会計歳入歳出決算 平成30年度浜松市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算	次世代育成課 子育て支援課 児童相談所 幼児教育・保育課	1 1 1 2

※答弁者には担当課長を含む

第1分科会 発言順序

◎10月3日(木) 1日目

審査区分 発言順序	会計課 人事委員会事務局 監査事務局 議会事務局	企画調整部	総務部 選挙管理委員会 事務局	教育委員会		土木部 上下水道部
				教育総務課 教育施設課 健康安全課	教職員課 教育センター 指導課 市立高校	
1	自由民主党 浜松	市民クラブ	創造浜松	公明党	日本共産党 浜松市議団	自由民主党 浜松
2	市民クラブ	創造浜松	公明党	日本共産党 浜松市議団	自由民主党 浜松	市民クラブ 創造浜松
3	創造浜松	公明党	日本共産党 浜松市議団	自由民主党 浜松	市民クラブ	公明党 創造浜松
4	公明党	日本共産党 浜松市議団	自由民主党 浜松	市民クラブ	公明党 創造浜松	公明党 創造浜松
5	日本共産党 浜松市議団	自由民主党 浜松	市民クラブ	創造浜松	公明党	日本共産党 浜松市議団 自由民主党 浜松

※第1分科会の所管は、総務委員会、市民文教委員会、建設消防委員会の一部（土木部・上下水道部）です。

※第1分科会の委員には、浜松市政向上委員会及び市民サポート浜松に所属する議員はいません。

第1分科会 発言順序

◎ 10月7日(月) 2日目

審査区分 発言順序	市民部		財務部	
	中区・東区 西区・南区 北区・浜北区 天竜区	市民生活課 市民協働・地域政策課 UD・男女共同参画課	文化振興担当	危機管理課 税務担当
1 創造浜松	公明党	日本共産党 浜松市議団	自由民主党 浜松	アセットマネジメント推進課 公共建築課 調達課 技術監理課 財政課
2 公明党	日本共産党 浜松市議団	自由民主党 浜松	市民クラブ	創造浜松 公明党
3 日本共産党 浜松市議団	自由民主党 浜松	市民クラブ	創造浜松 公明党	日本共産党 浜松市議団 日本共産党 浜松市議団
4 自由民主党 浜松	市民クラブ	創造浜松	公明党	日本共産党 浜松市議団 自由民主党 浜松
5 市民クラブ	創造浜松	公明党	日本共産党 浜松市議団 自由民主党 浜松	市民クラブ 創造浜松

※第1分科会の所管は、総務委員会、市民文教委員会、建設消防委員会の一部（土木部・上下水道部）です。

※第1分科会の委員には、浜松市政向上委員会及び市民サポート浜松に所属する議員はいません。

◎10月4日(金) 1日目

第2分科会 発言順序

審査区分 △ 発言順序	健 康 福祉 部			都市整備部		
	福祉総務課 障害保健課 障害者更生相談所	高齢者福祉課 介護保険課 国保年金課	医療担当 保健所	消防	都市計画課 土地政策課 交通政策課 市街地整備課 建築行政課 住宅課	花みどり担当
1 自由民主党 浜松	市民クラブ	創造浜松	公明党	日本共産党 浜松市議団	浜松市政向上 委員会	市民サポート 浜松
2 市民クラブ	創造浜松	公明党	日本共産党 浜松市議団	浜松市政向上 委員会	市民サポート 浜松	自由民主党 浜松
3 創造浜松	公明党	日本共産党 浜松市議団	浜松市政向上 委員会	市民サポート 浜松	自由民主党 浜松	市民クラブ
4 公明党	日本共産党 浜松市議団	浜松市政向上 委員会	市民サポート 浜松	自由民主党 浜松	市民クラブ	創造浜松
5 日本共産党 浜松市議団	浜松市政向上 委員会	市民サポート 浜松	自由民主党 浜松	市民クラブ	創造浜松	公明党
6 浜松市政向上 委員会	市民サポート 浜松	自由民主党 浜松	市民クラブ	創造浜松	公明党	日本共産党 浜松市議団
7 市民サポート 浜松	自由民主党 浜松	市民クラブ	創造浜松	公明党	日本共産党 浜松市議団	浜松市政向上 委員会

※第2分科会の所管は、厚生保健委員会、環境経済委員会、建設消防委員会の一部（都市整備部・消防）となります。

◎10月8日(火) 2日目

第2分科会 発言順序

審査区分 発言順序	環境部		産業部		農林水産担当 農業委員会事務局	こども家庭部
	環境政策課 環境保全課 ごみ減量推進課 産業廃棄物対策課	廃棄物処理課 南清掃事業所 平和清掃事業所 浜北環境事業所 天竜環境事業所	産業総務課 産業振興課 企業立地推進課 エネルギー政策課	観光・ブランド 振興担当		
1 自由民主党 浜松	市民クラブ	創造浜松	公明党	創造浜松	日本共産党 浜松市議団	日本共産党 浜松市議団
2 市民クラブ	創造浜松	公明党	公明党	浜松市政向上 委員会	浜松市政向上 委員会	市民サポート 浜松
3 創造浜松	公明党	日本共産党 浜松市議団	日本共産党 浜松市議団	浜松市政向上 委員会	浜松市政向上 委員会	市民サポート 浜松
4 公明党	日本共産党 浜松市議団	浜松市政向上 委員会	市民サポート 浜松	市民サポート 浜松	自由民主党 浜松	自由民主党 浜松
5 日本共産党 浜松市議団	浜松市政向上 委員会	市民サポート 浜松	自由民主党 浜松	自由民主党 浜松	市民クラブ	市民クラブ
6 浜松市政向上 委員会	市民サポート 浜松	自由民主党 浜松	市民クラブ	市民クラブ	創造浜松	公明党
7 市民サポート 浜松	自由民主党 浜松	市民クラブ	創造浜松	創造浜松	公明党	日本共産党 浜松市議団

※第2分科会の所管は、厚生保健委員会、環境経済委員会、建設消防委員会の一部（都市整備部・消防）となります。

決算審査に関する申し合わせ事項

令和元. 9. 2 議会運営委員会 決定
令和元. 9. 2 全員協議会 了承

1 決算審査特別委員会の設置について

- (1) 一般会計及び特別会計の歳入歳出決算を審査するため、決算審査特別委員会を設置する。
- (2) 決算審査特別委員会の委員は、議長及び監査委員である議員を除いた議員とする。
- (3) 委員の任期は、本会議において選任された日から付託された決算の審査が終了するまでとする。

2 決算審査特別委員会の正・副委員長について

- (1) 決算審査特別委員会に委員長1人及び副委員長1人を置く。
- (2) 委員長は、原則として議会運営委員会の委員長をもって充てる。
- (3) 副委員長は、原則として議会運営委員会の副委員長2人のうちから1人をもって充てる。
- (4) 正・副委員長の任期は、決算審査特別委員会の委員の任期とする。

3 分科会の設置等について

(1) 設置

決算審査特別委員会に2つの分科会を設置し、それぞれの名称及び所管事項は次のとおりとする。

- ①第1分科会 総務委員会及び市民文教委員会の所管する事項並びに建設消防委員会の所管する事項のうち土木部及び上下水道部に関するもの
- ②第2分科会 厚生保健委員会及び環境経済委員会の所管する事項並びに建設消防委員会の所管する事項のうち都市整備部及び消防に関するもの

(2) 委員

第1分科会の委員は、決算審査特別委員会委員のうち総務委員会及び市民文教委員会の委員並びに建設消防委員会委員のうち決算審査特別委員会において指名した者とする。

第2分科会の委員は、決算審査特別委員会委員のうち厚生保健委員会及び環境経済委員会の委員並びに建設消防委員会委員のうち決算審査特別委員会において指名した者とする。

(3) 主査

分科会ごとに主査1人を置き、各分科会の委員のうち原則として常任委員会の委員長の職にある者の中から互選により選任する。

主査は、分科会の議事を整理し、秩序を保持するものとする。

(4) 副主査

分科会ごとに副主査2人を置き、各分科会の委員のうち原則として常任委員会の委員長の職にある者であって主査とならなかつたものをもって充てる。なお、分科会の委員のうちに副主査となるべき常任委員会の委員長が1人しかいない場合には、当該分科会の委員のうち原則として常任委員会の副委員長の職にある者の中から1人を副主査とする。

副主査は、分科会での委員の質疑及び当局の答弁について要点を記すほか、主査の職務を補佐するものとする。

主査に事故があるときは、あらかじめ定める副主査が主査の職務を行う。

4 決算審査特別委員会の運営等について

- (1) 一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の説明並びに健全化判断比率及び資金不足比率の報告は、決算審査特別委員会の初日に財務部長が行うものとする。
- (2) 一般会計及び特別会計の歳入歳出決算に対する監査意見は、決算審査特別委員会の初日に代表監査委員が行うものとする。
- (3) 決算審査特別委員会の最終日にそれぞれの分科会の主査から分科会での審査の経緯を報告するものとする。
- (4) 決算審査特別委員会で一般会計及び特別会計の歳入歳出決算に対する採決を行う前に、各歳入歳出決算に対する賛否の意見表明を行うことができる。なお、意見表明では、賛否を表明するのみとし、個別に賛否の理由を述べることはしないものとする。
- (5) 分科会報告で述べられた指摘事項については、決算審査特別委員会としての指摘事項、附帯意見とすべきかどうかを協議するものとする。

5 分科会の運営等について

(1) 開催日数

各分科会は、2日間ずつ開催することとする。なお、2つの分科会を同日に開催することはしないものとする。

(2) 定足数

分科会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

(3) 傍聴の取り扱い

分科会は、議員のほか、分科会の許可を得た者が傍聴することができる。

(4) 会派等の発言時間

分科会における会派（非交渉団体を含む。）の発言時間は、1分科会1日当たり会派割時間総数（180分）及び議員割時間総数（180分）に基づき算出した時間とする。なお、会派（非交渉団体を含む。）の発言時間には、当局の答弁時間を含むものとする。

各会派の1分科会1日当たりの会派割時間数は、会派割時間総数（180分）から非交渉団体に分配する時間数（1団体×15分）を減じた時間を交渉団体の数で除して算出する。なお、算出した時間数に1分に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

各会派の1分科会1日当たりの議員割時間数は、議員割時間総数（180分）を当該分科会の委員総数で除して得た時間数に会派ごとの当該分科会の委員数を乗じて算出する。なお、算出した時間数に1分に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

(5) 発言時間の計測

会派（非交渉団体を含む。）の発言時間は議会事務局職員が計測することとし、発言中の会派の残時間については室内に表示する。

(6) 審査方法等

分科会での審査は部局ごとに取り扱うこととし、審査順序は決算審査特別委員会の初日に

示すものとする。なお、各分科会の開催までに急遽、審査順序を変更する必要が生じた際には、分科会を開催する際に報告するものとする。

(7) 発言順序

発言は会派ごとに行い、発言順序は大会派順とする。なお、次の審査区分の発言については、順次、次の会派にローテーションするものとする。

(8) 発言内容の制限

分科会においては、採決を行わないことから討論は実施しないものとする。

(9) 審査経緯の報告

各分科会の審査経緯については、正副本査が主体となって取りまとめるものとする。

(10) 会議の運営等

会議の運営に当たっては、浜松市議会会議規則（昭和 50 年浜松市議会規則第 1 号）第 80 条から第 86 条まで、第 97 条、第 104 条から第 111 条まで及び第 113 条の規定を準用する。この場合において、「委員会」とあるのは「分科会」と、「委員長」とあるのは「主査」と、「議長」とあるのは「決算審査特別委員会委員長」と、「議会」とあるのは「議会及び決算審査特別委員会」と読み替えるものとする。

(11) その他

この申し合わせ事項に定めるもののほか、分科会の運営については、決算審査特別委員会に諮って決算審査特別委員会委員長が定めるものとする。

6 当局出席者について

(1) 決算審査特別委員会

出席者は、市長・副市長・水道事業及び下水道事業管理者・教育長・監査委員・技術統括監・政策補佐官・危機管理監・部長・担当部長・会計管理者・区長・消防長・保健所長・財政課長・秘書課長・監査事務局長とする。ただし、担当部長及び区長は、必要に応じて出席するものとする。

(2) 分科会

出席者は、原則として決算審査特別委員会の出席者（市長を除く。以下同じ。）並びに議題となっている事項を所管する課の課長補佐以上の職にあるもの及び必要に応じて所属職員 1 人とする。ただし、区にあっては区長・副区長・区振興課長補佐（中区及び天竜区を除く。）・第 1 種協働センター所長及び必要に応じてその他の職員 1 人とする。なお、副市長・監査委員・会計管理者並びに企画調整部長・総務部長及び財務部長は特段の理由がない限り常時出席するものとし、その他の全体会の出席者はそれぞれが所管する事項以外の審査においては出席を要しないものとする。

7 締めくくり質疑について

(1) 定義

締めくくり質疑は、決算に対して質疑に限らず、意見・要望を述べることができるものとする。

(2) 形態

締めくくり質疑は、会派（非交渉団体を含む。）を代表して行うものとする。

(3) 実施時期等

締めくくり質疑は、分科会での審査を終えた後に開催する決算審査特別委員会において、両分科会の主査から分科会報告を行った後に行うこととする。

(4) 方式の選択

締めくくり質疑は、一括方式と分割方式のいずれかの選択制により行うものとし、締めくくり質疑通告書に一括または分割の別を明示する。

(5) 分割方式における分割区分及び締めくくり質疑の終結

分割は大事項を単位として行うものとし、締めくくり質疑通告書に分割する箇所を明示する。また、締めくくり質疑の終結は、質疑者が通告の際に指定した区分ごとに終結するものとし、既に終えた項目については、さかのぼることはできないものとする。ただし、総括としての意見・要望はこの限りではない。

(6) 発言時間

締めくくり質疑の発言時間は、答弁の時間を除いて、交渉団体にあっては1団体15分以内、非交渉団体にあっては10分（非交渉団体が複数ある場合は合計で10分）以内とする。

(7) 発言回数

一括方式は3回まで、分割方式は区分ごとに3回までとする。

(8) 発言順序

締めくくり質疑は、所属議員数の多い会派（非交渉団体を含む。）から順に行う。なお、所属議員が同数の会派（非交渉団体を含む。）の発言順序は、議会運営委員会において協議する。

(9) 通告期限等

通告期限は議会運営委員会で定めた日時とし、通告に当たっては別に定める締めくくり質疑通告書により行うものとする。

(10) 答弁者

答弁者については、締めくくり質疑を行う議員が指名する。

(11) 答弁の順序

市長を1番目とし、それ以降は質疑項目の順で行うものとする。また、分割方式においては、分割区分ごとに同様の順序とする。なお、質疑者は、できる限り答弁者が役職順になるよう質疑の構成に配慮することとする。

決算審査特別委員会・分科会1日当たり会派持ち時間について

(単位:分)

	第1分科会			第2分科会		
	会派割	議員割	計	会派割	議員割	計
自由民主党浜松	36	98	134	11	30	85
市民クラブ	36	24	60	20	30	25
創造浜松	36	16	52	26	30	17
公明党	36	24	60	20	30	17
日本共産党浜松市議団	36	16	52	26	30	17
浜松市政向上委員会					15	8
市民サポート浜松					15	8
						23
						23

第2分科会 席次(案)

市民サポ ト浜松	浜松市政 向上委員会	公明党		自由民主党浜松				副主査 (自民)	主査 (自民)	副主査 (創造)	担当 書記	出入口
委員⑨	委員⑩	委員⑪	委員⑫	委員⑬	委員⑭	委員⑮	委員⑯	委員⑰	委員⑱	委員⑲	委員⑳	
日本共産党浜松市議団	創造浜松	市民クラブ		自由民主党浜松								
委員⑪	委員⑫	委員⑬	委員⑭	委員⑮	委員⑯	委員⑰	委員⑱	委員⑲	委員⑳			
委員⑩	委員⑪	委員⑫	委員⑬	委員⑭	委員⑮	委員⑯	委員⑰	委員⑱	委員⑲	委員⑳		

全体会における懸案事項

No.	項目	質問・意見等	解決策
1	説明にすること	決算の説明方法は。	財務部長から一括して行う。なお、従来、決算説明会で実施していた説明内容よりも若干詳しい説明になるよう依頼しています。
2	説明にすること	説明に対する質疑は。	本会議において、市長からの提案理由の説明の後、質疑をすることができますが、財務部長からの説明を受ける前となることから、全体会での財務部長からの説明の後、質疑することになります。
3	締めくくり質疑に関すること	どの程度の内容まで認められるのか。	締めくくり質疑は、分科会審査を経た上で、決算を認定するか否かの最終的な疑義を質すものですが。したがって、個別の事業内容や決算数値などの詳細な質疑は馴染まないと考えます。
4	締めくくり質疑に関すること	賛否を明確にした上で、締めくくり質疑を行うことは認められるか。	締めくくり質疑は、討論とは異なるものですが。しかしながら、意見・要望を述べることも可能であることから、発言者が賛否の立場を明確にした上で締めくくり質疑を行うこともあります。
5	意見表明に関すること	どのような発言をするのか。	議案ごとの賛否の表明のみ。
6	委員長報告に関すること	委員長報告の内容は。	委員長報告の内容は、全体会での審査の経過と結果となります。なお、審査の経過としては、分科会報告及び締めくくり質疑の中から本会議へ報告すべき事項（決算において重要な課題として議論された事項や指摘事項として挙げられた内容など）を取扱選択するところといたします。なお、賛否の表明についても議案番号、件目を明確にした上で賛否の状況を報告することとなります。

	<p>分科会報告において挙げられた事項について、決算審査特別委員会としての指摘事項・附帯意見とするかどうかを協議する。</p> <p>なお、分科会の正副主席による指摘事項・附帯意見の調整を中心とした議会とすることを設けることとする。</p> <p>終え形成した場合には、正副委員長が中心となることを設けます。また、決算審査特別委員会の指摘事項・附帯意見とともに本会議には、本会議に於ける決算審査特別委員会の委員長報告で言及することとなる。</p>
7 指摘事項・附帯意見に關すること	どのような協議をするのか。

分科会における懸案事項

No.	項目	質問・意見等	解決策
1 その他	委員の席次は。	会派持ち時間制での審査となることから、会派ごとにまとまつた席次となることを想定している。 具体的には、委員構成が確定した時点で席次を決めることがある。	
2 発言に関すること	これまで規定がない中で行つてきたので、会派持ち時間制になると決めごとが必要にならないか。		申し合わせ事項として個別に検討
3 発言に関すること	会派持ち時間制かつ会派順での発言はどうに進めるのか。		審査区分ごとに会派でまとまった時間の中で発言することから、主査が「●●会派の質疑をお願いします。」と発言を促したのち、質疑・応答を始め、発言の都度、主査の許可を得る必要はありません。 なお、審査区分において会派内の最後の発言者が質疑を終えるときは、「●●会派の質疑は以上です。」と発言して、その後の会派の発言を終えることとなります。
4 発言に関すること	当局の答弁が長くなり、持ち時間が減ってしまう。		・主査が答弁者に対し注意 ・通告制とはなっていないが、事前の調整が必要 ・簡潔で分かりやすい質疑に努める
5 発言に関すること	質問に対して、即答できない（資料を探すなど）		・主査が答弁者に対し注意 ・通告制とはなっていないが、事前の調整が必要
6 発言に關すること	質疑と答弁が明確にかみ合うようにするには。		・一問一答方式であれば、当局も的確に答弁できるようになります。 ・とともに、スムーズな進行で時間の消費も少なくなると思われる。 ・数項目について一度に質疑する場合には、「●●点について質疑します。」などの発言を行うよう心がける。 ・ポイントを絞って発言することで答弁も明確となることもあります。
7 発言に關すること	当局が入れ替わる時間はカウントされるのか。		含めない。
8 発言に關すること	タイムキーパーは誰が担うのか。		議会事務局が行う。
9 発言に關すること	自分がしたかった質問をされてしまう。		・深掘りをする。 ・他の質疑の時間に充てる。

10 発言に関すること	他の会派の質疑に対して関連質疑を実施したい。	発言については会派ごとに行うことから、他の会派の発言時 間内に関連質疑を行なうことはできません。 したがって、自分の所属する会派の発言順序まで待つたうえ で、関連質疑を行なうことがあります。既に発言を終えた会派は、質疑を行うことができま せん。
11 発言に關すること	質疑・意見表明・討論の違いは。	質疑…疑義を質す。 意見表明…賛否を表明。決算特別委員会全体会で。 意討論…賛否の理由を述べ、他の議員に共感を求める。 本会議の採決前に実施。
12 発言に關すること	委員の発言内容が、質疑、意見・要望のいずれであるかを明確にしてほしい。	委員の発言に当たつては、冒頭に質疑か意見・要望かを明確にして発言する場合とします。 なお、意見見・要望のみの場合は、特に発言者から当局に対して答弁を求めていない場合は、主査は、あえて当局に対してコメントを求めないことがあります。
13 発言に關すること	分科会審査で賛成、反対の意見を述べることはできないのか。	分科会では、原則として質疑応答による審査を行い、決算内容を確認する場です。 ただし時間内での発言するこどから、賛成、反対の意見を見を述べることを禁止するものではありませんが、持ち時間に費やすことがないように思います。
14 発言に關すること	決算内容を越えた質疑をした場合は。	持ち時間制を導入する経緯から、当局の答弁も決算に関するもののみとし、決算内容を越える部分への答弁は行わない。
15 発言に關すること	区分ごとの質疑終結後のさかのぼり発言は。	認めません。
16 発言に關すること	分科会と全体会での質疑の違いは。	分科会…決算内容等を質すものの 全体会…締めくくり質疑：分科会での審査経緯等を踏まえて決算を認定するか否かの最終的判断を行なうための 会派持ち時間がなくなった時点で、質疑も答弁も打ち切ることとなります。
17 発言に關すること	質疑または答弁の途中で会派持ち時間がなくなった場合は。	・通告制ではありませんが、事前調整が必要であると思われます。 ・答弁を含めた持ち時間となると、当局に迅速な答弁が求められるが、当局は対応できるか。 ・簡潔で分かりやすい質疑に努めることとします。
18 通告制に關すること		

19 答弁者に関すること	特別職等の出席者に対して質疑を行ってもよいか。	初めは所管課長に対して質疑を行い、その後、答弁が不十分である場合などに限り、所管部長、特別職等の順に答弁者を指名することができます。
20 番査順序に関すること	ローテーションの仕方はどうなっているのか。	番査順序ごとにローテーションします。
21 番査順序に関すること	一般会計と特別会計の番査の順は。	分科会番査は、部局ごとに番査区分を設定して実施することから、特別会計を所管する課が含まれる番査区分において一括して番査します。 （例）国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算は、厚生保健委員会の所管事項を番査する分科会において国保年金課の番査区分で一般会計歳入歳出決算と同時に議題とする。
22 正・副主査に関すること	会議時間は午後5時までと決まっているが、超過しそうな場合、どうすればいいのか。	全会派の持ち時間（当日分）がなくなるまで会議を続けます。
23 正・副主査に関すること	質疑項目の記録はどこまで求められるか。	分科会報告の要点整理の資料として参照できる程度
24 正・副主査に関すること	発言したい時、気を付ける点はあるのか。	特にはありませんが、正・副主査には分科会運営に専念していただきたいが、質疑は極力同一会派の議員に委ねていたい。
25 会議報告に関すること	正・副主査は、どこまで任されるのか。	テープ起こしを除く全般
26 会議報告に関すること	分科会の意見をまとめる時間を確保できないか。 (どの事業に対する番査が重点的に行われたかなどについて分科会内で共通の認識をしたい)	各分科会において、その日の個別番査が終了した後、主査の進行により15分程度でその日の番査において重要な点を改めて確認します。
27 指摘事項・附帯意見に関すること	分科会として指摘事項・附帯意見はどう取りまとめれるのか。	毎分科会で個別番査終了後に実施する重要な論点の整理における精査を決定する。また、時間内での調整が困難な場合には、正副主査が主体となつて最終的な調整を行う。 なお、分科会としての指摘事項・附帯意見は、全体会での分科会報告において言及することとなる。
28 分割される委員会に関すること	分割される委員会内において、各分科会に参加する決め方があるのか。その委員会できめるのか。	答弁席には課長（担当課長）が座る。部長（担当部長）席は答弁席の横に別に設ける。
29 答弁席に関すること	答弁席に座る人たちのルールは決まっているか。	分割された委員会において、出席できない分科会への参加はどうなるのか。
30 僚廳に関すること	僚廳に関すること	分科会に限らず、分科会メンバーや以外の傍聴を認めめる。

31 時間計測に関すること	どのような場合に計測を止めるのか。	区分ごとに質疑を終結した時のみ。
32 時間計測に関すること	時間表示の方法は。	発言中の会派の時間計測を表示する方法で検討しています。 なお、全ての会派の持ち時間を一齊に表示することができま すが、表示の大ささに制限があるため、見づらくなるおそれ もあります。
33 その他	分科会の予備日を設定するか。	そもそも2日間で審査することを前提に会派持ち時間制とし たため、予備日は設定しません。
34 その他	分科会での当局説明はあるか。	分科会では、直ちに質疑・答弁を行うことから、当局からの 説明は実施しません。

決算審査特別委員会を円滑に進行するための目安

1 委員が注意すること

- ① 意見・要望を発言する際は、はじめに意図を伝え、内容の説明を行う。
- ② 原則として、質疑は、一問一答とする。なお、複数項目を一度に質疑する場合は、冒頭に「●点について、質疑します。」などの発言をする。
- ③ 質疑は、短く、わかりやすい内容を心がける。 ※関連⑪
- ④ 「平成 30 年度決算に係る主要な施策の実績報告書」などに記載されている数値データのみで終わる質疑しない。(件数や箇所数など)
- ⑤ 決算審査にそぐわない内容は質疑しない。 ※関連⑯
- ⑥ 当局の答弁が“聞いていることと違っていたり、分かりにくい”と感じた時は、その都度、主査を通じて指摘をする。 ※関連⑧

2 当局が注意すること

- ⑦ 質疑に対しては、聞かれていることだけ答える。 ※関連⑭
- ⑧ 答弁は、短く、わかりやすい内容を心がける。 ※関連⑥、⑭
- ⑨ 委員から発言を求められていないときは、発言しない。(要望や意見など)
※関連①、⑬
- ⑩ 質疑にすぐ答えられない時は、「理由を述べ、後ほど答弁することを伝える。」(“手元に資料がない”、“資料がすぐにみつからない”など) ※関連⑯
- ⑪ 尋ねられている質疑の内容がわからない時は、その都度、質疑者に確認する。
※関連③

3 主査が注意すること

- ⑫ 質疑は、会派に任せること。(主査の許可は不要。会派ルールに基づき発言)
- ⑬ 委員の発言が意見や要望である場合、当局に発言を求めない。 ※関連①、⑨
- ⑭ 当局の回答が長いと感じた時は、簡潔に答えるよう指摘する。 ※関連⑦、⑧
- ⑮ 質疑が決算以外の内容にまで及んでいる場合は、当局に対して決算の範囲内での答弁を行うよう促す。 ※関連⑤
- ⑯ 当局が回答に苦慮していると感じた時は、回答は後にするよう促す。(資料を探しているなど) ※関連⑩
- ⑰ 会派の交代や当局の入れ替え、休憩の宣告及び動議以外で時間の中止は行わない。